

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

平成 30 年 2 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

電力調達 一式（再）

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 調達施設

木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場

相楽郡精華町大字下狛小字棕ノ木 9 7 番地ほか

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075)954-1877

ファクシミリ番号 (075)955-2224

(2) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成 30 年 2 月 2 日（金）から平成 30 年 2 月 14 日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
- ウ 電気事業法（昭和 39 年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていない者
- エ 入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していない者
- オ 適正な電力供給のための体制が確立されておらず、供給約款等が整備されていない者
- カ 「京都府庁グリーン調達方針」別表3における判断基準(1)を満たさない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成30年2月9日(金)から平成30年2月14日(水)まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書及び定款

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書

オ 取引使用印鑑届

カ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

キ 4 の(1)のウからカまでに該当しないことを証する書類

(ア) 所管行政庁に係る小売電気事業の登録に関する通知書の写し等

(イ) 確約書（予定使用電力量の安定的に供給することについて）

(ウ) 適正な電力供給のための体制がわかるもの、供給約款等

(エ) 環境配慮項目報告書

ク 4 の(1)のキ及びクに該当しないことを証する誓約書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3 及び 4 について審査の上、参加資格があると認定された者は、木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター電力調達業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に平成 30 年 2 月 19 日(月)までに文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3 又は 4 の(1)のア、キ若しくはクに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成30年3月1日(木)午後1時30分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(7) 受領期限

平成30年2月28日(水)午後4時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

ウ 入札に際しては、入札書に記載する金額の積算が分かる内訳書（各箇所毎）を併せて提出すること。内訳書の様式は自由であるが、基本料金、電力量使用料金、燃料費調整額が分かるもので、合計額は入札書に記載する額に一致させること。

また、内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。また、再度入札を行う場合は、内訳書の提出は要しない。

なお、燃料費調整額の積算については、入札説明書において指定する。

エ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、この電気料金の総額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最も低い者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、この入札に係る落札者の決定は、平成 30 年度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成 30 年 4 月 1 日付けで行うこととする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

14 入札の執行

この入札に係る平成 30 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 14 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

16 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Supply of electric power to use at Kizu River Upstream Regional Sewerage System

(2) Time limit for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. (except from noon to 1:00 p.m.) from Friday 9 February, 2018 to Thursday 14 February, 2018 (except Sunday, Saturday, Holiday)

- (3) The date time and the place for a tender:
- a. The date time
1:30 p.m. Thursday 1 March, 2018
 - b. The place for a tender
Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-city, Kyoto 617-0836, Japan
- (4) Contact point for the notice:
- Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-city, Kyoto 617-0836, Japan
TEL: (075) 954-1877
FAX: (075) 955-2224